

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

求人は、平成〇年〇月〇日に会社Aに雇用され、同日から会社BのC工場内の作業所（以下「C作業所」という。）において、自動車ドアの取手部品を組み立てる作業に従事していたが、作業を開始して約1週間後に、左手指に軽度の痛みを感じ、その後左手首、左肩、背中に痛みが出現したことから、同年〇月〇日にH病院に受診し「末梢神経障害、末梢神経障害性疼痛、頰椎症性神経根症」と診断された。

その後、請求人は、同年〇月〇日から会社D内の作業所（以下「D作業所」という。）において、電子基板の組立検査作業に従事していたが、左手指が屈曲できない、左肩が挙上できないなどの症状が出現したことから、同年〇月〇日にE整形外科に受診し「頰部筋膜炎、右肩関節周囲炎、左手腱鞘炎」と診断された（以下、上記各疾病を併せて「本件疾病」という。）。

請求人は、本件疾病の発症は、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件疾病の発症は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却し

たので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件疾病の発症が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求代理人は、上肢作業に従事したことにより本件疾病が発症したと主張するものであるが、労災保険法による保険給付の対象となる疾病は、その発症が業務との間に相当因果関係が認められることが必要であって、この場合の因果関係は、業務に就労中に発症した等の単なる因果関係を意味するものではなく、業務がその発症に対して相対的に有力な原因であったとする相当因果関係が認められることが必要である。

(2) 上肢等に過度の負担のかかる業務による疾病の業務起因性の判断基準については、労働省（現厚生労働省）労働基準局長が「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」（平成9年2月3日付け基発第65号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもこれを妥当なものと考え、認定基準に照らし、本件について検討する。

(3) 請求人は、平成〇年〇月〇日からC作業所での作業を開始したが、左手指等に軽度の痛みを感じ出したのは、作業開始から1週間後くらいからであり、同症状を訴えて医療機関に受診したのは、作業開始から2か月間しか経過していない。

請求代理人が主張するごとく、作業によって筋肉疲労が生じたとしても、請求人の従事した作業は、審査官決定のとおり、通常の作業であって左上半身に

異常を発症し得るような異常動作や出来事等も認められず、かつ、その発症に至るまでの作業従事期間は僅かであることから、認定基準に定める認定要件には該当しないものと判断する。

- (4) 請求人は、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までC作業所での作業に従事した後、同年〇月〇日から、D作業所での上肢を使用した作業に従事したために、同月〇日頃から右肩に痛みが出現したとしている。

請求人はD作業所を平成〇年〇月〇日に退職し、その後、同年〇月〇日にE整形外科に受診し「頸部筋膜炎、右肩関節周囲炎、左手腱鞘炎」と診断されたものであるが、同作業所における請求人の従事した作業は、審査官決定のとおり、通常の作業であって左上半身に異常を発症し得るような異常動作や出来事等も認められず、かつ、その発症に至るまでの作業従事期間は僅かであって、C作業所とD作業所での作業従事期間を通算しても、認定基準に定める認定要件には該当しないものと判断する。

- (5) 医証についてみると、以下のとおりである。

ア F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「請求人の言っていることが、本件傷病の発生原因と考えられ、因果関係がある。素因のある人が過度に屈伸をするとバネ指を発症すると思われ、請求人の左指の腱鞘炎はこれに準じ、手がうまく使えなかった時、右肩や頸部筋膜炎もこれに準ずると思われる。」と述べている。

イ G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「①X線写真の所見：H病院及びE整形外科撮影のX線写真でC 5 / 6 / 7に椎間板変性あり。E整形外科撮影のX線写真で肩、手は特に問題なし。②傷病名：E整形外科の診断は、その時点での症状をあらわしているものと考えられ、X線写真上も、臨床所見上も、H病院の初診の診断（末梢神経障害、末梢神経障害性疼痛、頰椎症性神経根症）どおりと思われる。以前からの生活上の負荷等により、頰椎症性神経根症が発症しやすくなっていたところに負荷がかかったために、結果として種々の症状が発症したと思われる。③作業と傷病との因果関係について：C作業所の作業について、既に上肢の症状が発症しやすい状態になっていたため、短期間の負荷によって、まず、左手指から発症し、その後、頰部から左上肢全体へと症状が広がったと思われ、作業との因果関係は存在するが、発症の原因とはいえない。D作業所について、原因は頰椎にあ

ると考えられるため、このような症状が併発することも十分考えられるが、作業が主因とはならないと思われる。よって、業務量は発症と直接的な因果関係はないと思われる。」と述べている。

ウ 当審査会において、H病院やE整形外科において撮影されたX線写真の画像を読影したところ、椎間板の変性が認められ、また、前記(3)及び(4)で検討したとおり、請求人が従事した作業は、認定基準に該当しないことから、G医師の意見は妥当なものであると判断され、請求人の本件疾病は、業務との相当因果関係が認められないので、業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。